資料８

ふじさわ女性支援会議設置要綱

（目的及び設置）

第１条　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、ジェンダー構造から生じる女性特有のさまざまな問題に対応し、女性の目線に立った適切な支援を行うため、「ふじさわ女性支援会議」（以下「女性支援会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　女性支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）女性の生活上の困難に対する支援の充実に関すること

（２）女性に対する暴力の根絶と被害者支援に関すること

（３）女性の生涯にわたる健康づくりと性の理解促進に関すること

（４）関係機関等の連携を保ち、適切な女性支援を図るための体制の構築に関すること

（５）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

（組織）

第３条　女性支援会議の委員は、２２人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）学識経験者

（２）女性への支援に取り組む民間団体・企業に属する者

（３）困難な問題を抱える女性への支援等を所管する行政機関に属する者

（４）市職員

（５）前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

（任期）

第４条　委嘱された委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、本要綱施行後に最初に委嘱する委員の任期は、令和８年３月３１日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　女性支援会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、議事その他の会務を総理し、女性支援会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　女性支援会議は、市長の要請に基づき、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

（意見の聴取）
第７条　会長は、本市のさまざまな問題を抱える女性への支援をより効果的に推進し、適切なものにするため、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
２　会長は、第２条に規定する所掌事務を行うために必要があると認めるときは、法第１５条３項の規定により、委員以外の者に対し資料又は情報の提供等、その他必要な協力を求めるものとする。
（守秘義務）
第８条　女性支援会議の委員又は委員であった者は、女性支援会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。
２　前項の規定は、第７条第１項の規定により出席する委員以外の者にも準用する。
（報酬）
第９条　女性支援会議の委員の報酬は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（昭和４３年藤沢市規則第２２号）に定めるところによる。
（事務局）
第１０条　女性支援会議の事務局は、ジェンダー平等・男女共同参画に関する事務の所管課に置く。
（補則）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、女性支援会議の運営について必要な事項は、会長が女性支援会議に諮った上で、別に定める。

附　則
この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。